

## ○富津市障害者総合支援協議会設置要綱

平成21年3月31日告示第52号

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉サービスを円滑に実施するため、富津市障害者総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 障害福祉サービスの円滑な実施に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉サービスを円滑に実施するため必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 障害福祉サービス利用者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 民生委員
- (5) 教育機関関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項の規定により委員に委嘱された者が、当該職でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会に、第2条に規定する事務のうち専門的な調査、研究又は検討を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉の窓口課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。